

平成 29 年 7 月 25 日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松 本 純 一

「高額療養費制度の見直しの周知用ポスターの送付について」及び
「医療保険制度の見直しに関するチラシの窓口配置の協力依頼について」について

高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないようにする観点から、被保険者の所得等に応じて自己負担限度額が設定され、原則として、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払った後、その合計額が月ごとの自己負担限度額を超えた場合に保険者から償還払される仕組みであります。

この高額療養費制度については、「経済・財政再生計画改革工程表（平成 27 年 12 月 24 日 経済財政諮問会議決定）」において、『外来上限や高齢者の負担上限の在り方など、高額療養費制度の見直しについて、世代間・世代内の負担の公平や負担能力に応じた負担等の観点から、関係審議会等において具体的内容を検討し、2016 年末までに結論』とされていることから、社会保障審議会医療保険部会において検討され、平成 29 年度予算編成の過程において、

- ① 70 歳以上の現役並み所得者について、平成 29 年 8 月より、外来上限特例の上限額を 44,400 円 → 57,600 円に引き上げ、平成 30 年 8 月には、所得区分を細分化した上で 70 歳未満の上限額と同額とするとともに、外来上限特例を廃止する。
- ② 70 歳以上の一般所得者について、平成 29 年 8 月より、外来上限特例の上限額を 12,000 円 → 14,000 円に引き上げるとともに、新たに、自己負担額の年間（前年 8 月 1 日～7 月 31 日までの間）の合計額に対して、144,000 円の上限額を設定する。また、入院療養に係る上限額を 44,400 円 → 57,600 円に引き上げる。平成 30 年 8 月からは、外来上限特例の上限額を 14,000 円 → 18,000 円に引き上げる。

のとおり、見直しが行われることが決定いたしました。（別添資料 1 参照）

さらに、高額介護合算療養費制度は、医療保険と介護保険における 1 年間（毎年 8 月 1 日～翌年 7 月 31 日）の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度であります。上記、高額療養費制度の見直しに伴い、現役並み所得者について、平成 30 年 8 月より、細分化された所得区分に応じて、67 万円の上限額を年収約 1160 万円以上の区分は 212 万円、年収 770 万円～1160 万円の区分は 141 万円、年収 370 万円～770 万円の区分は 67 万円とし、一般所得区分については、現行の 56 万円が据え置かれることとなります。

今後、関係政省令の一部改正及び正式な通知等が発出された際には、改めてご連絡申し上げますこととなります。（別添資料 2 参照）

今般これに伴い、厚生労働省により周知用のポスターが作成されました。このポスターにつきましては、厚生労働省のホームページ上、下記 URL の「○高額療養費制度の見直しについて（ポスター）」に PDF ファイルが掲載されておりますので、各医療機関において印刷の上、

ご活用下さいますようお願いいたします。（別添資料3参照）

また、この度の医療保険制度の見直しについて広く国民に周知を行うため、政府広報として、医療機関の窓口配置していただけるチラシが作成されました。このチラシにつきましては、各医療機関に直接送付されることとなっており、診療所には（大）200部、病院には（大）70部、（小）465部がそれぞれ送付されます。（別添資料4参照）

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

記

厚生労働省ホームページ

『高額療養費制度を利用される皆さまへ』（URLは以下のとおり）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuuhoken/juuyou/ko ugakuiryuu/index.html

<別添資料>

1. 高額療養費制度の見直しについて（厚生労働省保険局）
2. 高額介護合算療養費制度の見直しについて（厚生労働省保険局）
3. 高額療養費制度の見直しの周知用ポスターの送付について
(平 29. 7. 25 事務連絡 厚生労働省保険局高齢者医療課)
4. 医療保険制度の見直しに関するチラシの窓口配置の協力依頼について
(平成 29. 7. 25 内閣官房内閣広報室・内閣府政府広報室・厚生労働省保険局)

高額療養費制度の見直しについて

制度概要

- 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、医療機関の窓口において医療費の自己負担を支払っていただいた後、月ごとの自己負担限度額を超える部分について、事後的に保険者から償還払い(※)される制度。
(※)入院の場合や同一医療機関での外来の場合、医療機関の窓口での支払を自己負担限度額までにとどめる現物給付化の仕組みが導入されている。
- 自己負担限度額は、被保険者の所得に応じて設定される。

見直し内容

- 第1段階目(29年8月～30年7月)では、現行の枠組みを維持したまま、限度額を引き上げ。一般区分の限度額(世帯)については、多数回該当を設定。
- 第2段階目(30年8月～)では、現役並み所得区分については細分化した上で限度額を引き上げ。一般区分については外来上限額を引き上げ。
- 一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限を設ける。

○現行(70歳以上)

区分	外来(個人)	限度額(世帯※1)
現役並み (年収370万円以上) 健保 標報28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	44,400円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般 (年収156万～370万円) 健保 標報26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満 ※2	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○1段階目(29年8月～30年7月)

区分	外来(個人)	限度額(世帯※1)
現役並み	57,600円	80,100円 + 1% <44,400円>
一般	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

○2段階目(30年8月～)

区分(年収)	外来(個人)	限度額(世帯※1)
年収約1160万～ 標報83万円以上 課税所得690万以上	252,600円 + 1% <140,100円>	80,100円 + 1% <44,400円>
年収770万～1160万 標報53～79万円 課税所得380万円以上		167,400円 + 1% <93,000円>
年収370万～770万 標報28～50万円 課税所得145万円以上		80,100円 + 1% <44,400円>
一般 (年収156万～370万円)	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 <44,400円>
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)		15,000円

※1 同じ世帯で同じ保険者に属する者

※2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合も含む

高額介護合算療養費制度の見直しについて

制度概要

- 高額介護合算療養費制度とは、医療保険と介護保険における1年間(毎年8月1日～翌年7月31日)の自己負担の合算額が高額な場合に、さらに負担を軽減する制度。
 - ※ 医療保険制度の世帯に介護保険の受給者がいる場合に、被保険者からの申請に基づき、高額療養費の算定対象となる世帯単位で、医療保険と介護保険の自己負担を合算した額が限度額を超えた場合に支給。
 - ※ 給付費は、医療保険者、介護保険者の双方が、自己負担額の比率に応じて按分して負担。

見直し内容

- 現役並み所得者については、現役世代と同様に、細分化した上で限度額を引き上げ。
- 一般区分については、限度額を据え置く。

<現行>

	70歳以上(注2)
現役並み(年収370万円～) 健保 標報28万円以上 国保・後期 課税所得145万円以上	67万円
一般(年収156～370万円) 健保 標報26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満(注1)	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円(注3)

細分化+
上限引き上げ

据え置き

<平成30年8月～>

	70歳以上(注2)
年収約1160万～ 標報83万円以上 課税所得690万以上	212万円
年収770万～1160万 標報53～79万円 課税所得380万円以上	141万円
年収370万～770万 標報28～50万円 課税所得145万円以上	67万円
一般(年収156～370万円) 健保 標報26万円以下 国保・後期 課税所得145万円未満(注1)	56万円
市町村民税世帯非課税	31万円
市町村民税世帯非課税 (所得が一定以下)	19万円(注3)

[参考]70歳未満(注2)

212万円

141万円

67万円

60万円

34万円

(注1) 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合及び旧ただし書所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

(注2) 対象世帯に70～74歳と70歳未満が混在する場合、まず70～74歳の自己負担合算額に限度額を適用した後、残る負担額と70歳未満の自己負担合算額を合わせた額に限度額を適用する。

(注3) 介護サービス利用者が世帯内に複数いる場合は31万円。

事 務 連 絡
平成29年7月25日

関係団体 御中

厚生労働省保険局高齢者医療課

高額療養費制度の見直しの周知用ポスターの送付について

医療保険制度の円滑な実施について、平素より格段の御協力、御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

平成29年8月1日より、制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、低所得者に配慮した上で、高額療養費の算定基準額の見直しを行うことに伴い、別添のポスターを作成いたしましたので、貴会におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

なお、ポスターは下記の厚生労働省ホームページに掲載しておりますので、関係者各位においてダウンロードの上印刷していただき、適宜御利用くださるよう併せて周知願います。

記

厚生労働省ホームページ

『高額療養費制度を利用される皆さまへ』（URLは以下のとおり）

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu_hoken/juuyou/kougakuiiryuu/index.html

上記ページの中の、「○ 高額療養費制度の見直しについて（ポスター）」に、PDF形式で掲載しております。

(関係団体一覧)

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構 本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構 本部 御中
独立行政法人 労働者健康福祉機構 本部 御中

平成 29 年 7 月 25 日

日本医師会 御中

内閣官房内閣広報室
内閣府政府広報室
厚生労働省保険局

医療保険制度の見直しに関するチラシの窓口配置の協力依頼について

後期高齢者医療制度の推進につきましては、平素から格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、後期高齢者医療制度の保険料軽減特例及び 70 歳以上の高額療養費制度の見直しについて、今年度から段階的に施行されることとなりました。今回の見直しについては、高齢者の負担を増加させるものであり、大きな影響を及ぼすものであるため、この度、政府広報として、内閣官房内閣広報室、内閣府政府広報室及び厚生労働省保険局が連携して医療保険制度の見直しに係るチラシを作成いたしました。

貴会の皆様におかれましては、「年金ニュース」の周知・広報について、これまで多大な御協力をいただいていると承知していますが、今回の医療保険制度の見直しについても、国民の皆様に対して幅広く周知・広報を行う観点から、「年金ニュース」の場合と同様に、関係省庁、関係機関、関係団体等の御協力のもと、様々な場所の窓口にチラシを配置したいと考えております。

つきましては、御多忙の折、大変お手数ではございますが、広報の趣旨に御理解をいただき、医療保険制度の見直しに係るチラシの窓口配置について御協力いただきますよう、何卒お願い申し上げます。

(照会先)

厚生労働省保険局

高齢者医療課広域連合係

高梨 大輔

【電話】03-5253-1111 (内線 3193)